平成26年度 第1回 美浜区地域福祉計画推進協議会 議事要旨

【1】開 催

1 日 時:平成26年6月25日(水)午後3時~午後4時30分

2 会場:美浜保健福祉センター4階 大会議室

3 出席者:委員定数 23名

出席委員 19名

事務局 14名

(傍聴人) なし

【2】次 第

- 1 開 会
- 2 美浜区長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会議の公開について
- 5 議題 (1)委員長・副委員長の選任について
 - (2) 第3期区地域福祉計画の策定について
 - (3) 第3期美浜区地域福祉計画について

ア 第3期美浜区地域福祉計画骨子(案)について

イ 第3期地域福祉計画策定スケジュール(案)について

- 6 その他
- 7 閉 会

【3】議事の要旨及び発言要旨

議題(1)委員長・副委員長の選任について

美浜保健福祉センター所長が仮議長となり、美浜区地域福祉計画推進協議会 設置要綱第5条第2項に基づき委員長、副委員長が選任された。

<主な発言内容>

(仮議長)

要綱により、委員長及び副委員長は委員の互選によることとされている。 選任につきまして、皆様いかがいたしましょうか。

(委員)

事務局一任

(仮議長)

前年度に引き続き、委員長を長岡委員に、副委員長を池田委員にお願いしたいと存じますが。

<異議なし>

(仮議長)

ご承認を得ましたので、委員長は長岡委員、副委員長は池田委員にお願いします。

<委員長、副委員長が席を移動し、就任挨拶>

議題(2)第3期区地域福祉計画の策定について

資料1により事務局【地域福祉課】の説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

- 第2期区地域福祉計画が平成22年度に各区の地域福祉計画推進協議会で 策定され、今年度で終了すること。平成27年度からの第3期区地域福祉計画 の策定を平成26年度末までに行うにあたり、下記4点の変更があること。
- ・ 計画の構成をシンプルに『基本目標』『基本方針』『取組内容一覧』の3本立てにし、具体的な取組項目を前面に出すようなパンフレット形式にする。
- ・ 重点取組項目を概ね中学校区である地区部会のエリアの単位で設定し、地域 のニーズや実情に沿った取組項目を重点取組項目として設定する。計画書の 重点取組地区の欄に、設定した地区部会名を記載する。
- ・ 第3期計画では「支え合い」「助け合い」の取組みイメージが伝わるように、 市全体の計画と6区の計画の共通のプラン名を付けて「美浜区○○プラン」 とする。
- ・ 計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間。
- ○「区計画策定の手順」について
- ・ 「骨子・素案の決定」(推進協で『基本目標』『基本方針』『取組項目』等の 計画を構成する骨子やそれを完成イメージに反映させた計画素案を決定。)
- ・ 「重点取組項目の選定依頼」(推進協で提示された取組項目の中から重点取 組項目を選ぶ作業を各地区部会に依頼。)
- ・ 「重点取組項目選定作業」(地区部会が中心となり、地域の様々な団体と一緒にそれぞれのエリアで実情に沿った重点取組項目を選んでいただく。)

- ・ 「重点取組項目の選定報告」(地区部会から推進協へ報告後、推進協事務局が 各地区の重点取組項目を反映させ、区計画(案)の形にまとめる。)
- 「区計画の決定」
- ・ 「区計画(案)の提示」(市の事務局へ提示する。)

<質疑応答:主な発言内容>

(委 員)

これは、千葉市の指導のもとに6区が提出した区計画を(市が)取りまとめるということか。それとも美浜区が千葉市へ提出したものなのか?

(事務局)【地域福祉課】

地域福祉計画については、皆様ご承知の通り第1期計画・第2期計画と進んでまいりまして、第1期・第2期計画はほぼ同じ作りとなっております。これは推進協で区全体の重点取組項目を決めていただき、それを各地区で進めてください、というやり方でしたが、第1期・第2期とこの形でやってまいりまして、区で推進協を作り、その中で活発な議論や意見交換があり、成果があったと思います。

ただ、区全体の重点取組項目を推進協で決めて、それを各地区で取組んでください、と言うよりはその次の段階として、概ね中学校区単位で設置されている地区部会というもう少し小さいエリアごとに、今度は重点取組項目を決めていただいて、それを取りまとめたものを区の計画にしたいと市では考え、それを市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会に諮り、承認を得たということです。

(委員)

重点取組項目を地区部会エリアで設定するということだが、全地区部会が 対象になるのか?それぞれの地区部会が重点取組項目を出すのか?

(事務局)【地域福祉課】

その通りです。市内には現在67地区部会があるが、その地区部会ごとに 重点取組項目を決めていただく。ただし、その地区部会の状況に応じた重点 取組項目数を決めてもらっていいです。

(委 員)

重点取組項目を提出する期間はいつからいつまでと期限があるのか?

(事務局)【地域福祉課】

まず推進協で区計画の骨子(案)を決めていただき、次に各地区部会に重点 取組項目を出してくださいと依頼し、それを受けて、各地区部会で地域の皆 様と話し合っていただいて、今年10月迄に重点取組項目を決めていただく。 それを推進協が取りまとめて市に上げ、市が1本の計画にまとめていく、と 考えています。

(委員長)

各地区部会に差があると思うが、最低1つ以上は出してくださいというこ

とでしょうか。数はどうするのですか?

(事務局)【地域福祉課】

たくさん出せるところは出していただき、出せない地区部会も最低1つは 出していただきたいと思います。

(委 員)

これは、地区部会に重点取組項目を決めろという義務が生じたということか。それを今ここでやってくれということか? それでは、今日召集された連協の会長達には何をしろと言うのか?

(事務局)【地域福祉課】

地区部会には義務と言うより「やっていただきたい」とのお願いです。

(委 員)

どう違うのか?

(事務局)【地域福祉課】

「やっていただきたい」というお願いへの了承です。また、町内自治会との関係ですが、町内自治会も地区部会に入っており、町内自治会そのものが地域福祉に大きな役割を担っていると思うので、町内自治会の皆様には別途、「地区部会でやっていただくことにご協力ください」と当課でお願いしているところです。

(委員)

67地区部会だけをピックアップし、町内自治会や老人クラブや他の団体を を置いてしまって、67地区部会長だけが発言できるようにさせてくれという ことか?

(委 員)

社協地区部会は67あるのか?民生委員は社協地区部会と関係はないのか?

(事務局)【社協区事務所】

地区部会は地域において中学校区エリアを基本として、そこで活動されている地域の基礎組織である町内自治会さんや民生委員さん、老人クラブさん、福祉関係団体さん、ボランティア団体さん、NPOさんなどを構成団体として組織している社会福祉協議会の地区組織ということになります。団体としては地区部会と民児協は別組織ですが、ともに地域福祉活動を担っていただいているという認識で良いと思います。

また、先ほどの質問にありましたが、地区部会長だけが意見を述べるというのではなく、今申し上げたように地区部会の中には色々な組織が入っていただいているので、地区部会長にはそれを取りまとめていただきたい、ということです。美浜区には現在8つの地区部会があるが、今考えている構成団体が積極的にご参加されていないようであればお声をかけていただき、皆様からご意見を聴取したいということだと思います。

(委員)

67団体というのは、どういうところで構成されているのか?

(委員長)

地区部会がどういう構成で作られているのか、という質問ですか?

(事務局)【社協区事務所】

67というのは千葉市内にある地区部会の数です。それぞれの地区部会の 組織については地域性もありますが、基本的には町内自治会、民生委員、ボ ランティア、福祉施設、老人クラブが入っており、育成委員会や赤十字奉仕 団などが入っている所や入っていない所もあります。

(委員)

よく理解できないが。

(委員長)

地区部会について、特に美浜区内の8つの地区部会については、内容がよくわかるような資料を事務局は別途提供してください。

(委員)

「重点取組項目を出すことは義務か?」という話があったが、義務とするなら全地区部会で出した重点取組項目を市に上げて、市は共通のものを取り上げるのか? それとも個々のものを取り上げるのか?

(事務局)

共通のものを取り上げるのではなく、地区部会で出された個々のものを推 進協で取りまとめます。

(委 員)

出した重点取組項目は全部取り上げるのか?

(事務局)

そうです。

(委員長)

地区部会に依頼がきた時は、地区部会で重点取組項目を協議して、テーマを絞って定めていくということですね。

(委 員)

67とか8地区部会とあるが、全員が地区部会に参加しているわけではなく、社協地区部会というものの理解があまりないようなので、共通の認識のもとに協議してはどうか?

(委員長)

美浜区には8地区部会あるが、ここで話をしているのは、例えば自分の地 区部会がどの重点取組項目に焦点をあてて取組むかを決めるものであって、 よその地区部会がどうするとかは考えなくてもよい、ということです。

(委員)

地区部会に参加していなければ理解しにくいかもしれない。そこは勘案してあげる必要がある。

(委員長)

それは地区部会について事務局から資料を提示してあげてください。

議題(3)「第3期美浜区地域福祉計画について」

資料2により「第3期美浜区地域福祉計画骨子(案)」、資料3により「第3期美浜区地域福祉計画見直しの考え方」、資料4により「基本方針・施策の方向性・取組項目(案)」、資料5により「第3期美浜区地域福祉計画策定スケジュール(案)」について、事務局【区高齢障害支援課】の説明後、質疑応答を行った。

ア 「第3期美浜区地域福祉計画骨子(案)」について

<主な説明内容>

- ○「第3期美浜区地域福祉計画骨子(案)」について
- ・「第2期計画との対比」については、左の第2期計画の内容を基本に第3期 計画の骨子(案)を作成した。第3期計画一番右の欄、市計画テーマは市計画 に示されている9つの取組みテーマの番号である。
- ・ 「第2期計画の評価」については、「評価」欄に「○は、取組みがされている。 △は、取組みが検討されている。または一部実施されている。×は、取組みがされていない。」の3つに分類し、表記した。
- ・ 第2期計画の進捗状況や評価については、今後、推進協議会で報告予定。
- ○「第3期美浜区地域福祉計画の見直しの考え方」について
- ・ 基本目標「みんなが主役 こころ豊かなまちづくり」は第3期計画に引き継ぎ、骨子(案) 策定にあたっては、「わかりやすい表現」「現状に即した項目や言葉」「内容が類似する項目の統合」「より共助中心の計画」の4つの方針により見直しを行った。
- 基本方針は、4から3へ
- 施策の方向性は、12から11へ
- ・ 取組項目は、27から22と整理
- ○「基本方針・施策の方向性・取組項目(案)」について
- 具体的な変更部分とその理由

イ「第3期地域福祉計画策定スケジュール(案)」について

<主な説明内容>

・ 本日、第1回推進協議会において、「第3期美浜区地域福祉計画骨子(案)」 の事務局案を提示。その後、事務局にて区計画素案を策定。

- ・ 6月27日、千葉市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会で千葉市地域福祉 計画素案が審議。なお、策定方針、骨子については3月27日の専門分科会で 承認を得ている。
- 8月初旬、第2回推進協議会を開催予定。事務局から区計画素案を提示。
- ・ 10月に第3回推進協議会を開催予定。それまでに地区部会を中心に中学校 区ごとに重点取組項目を選定。事務局はその重点取組項目の入った区計画原案 を取りまとめ、提示。
- ・ 11月から、区社協事務所の協力のもと、重点取組項目について、主体、目標値などを設定し進行管理ができるよう具体化作業を行っていただく。 2月に第4回推進協議会を開催し、市民説明会・パブリックコメントの報告、第2期計画の進捗状況中間報告などを行う予定。
- ・ 一方、地域福祉課では、10月に各区から送付された計画を取りまとめ、 11月に各区において市民説明会を開催、12月にその結果を踏まえた第2回 地域福祉専門分科会を開催し、計画案についてご審議いただく。その後、パブ リックコメントを経て、3月に第3回地域福祉専門分科会を開催し、計画の承 認、答申の運びとなる。

<質疑応答:主な発言内容>

(委員)

地区部会の重点取組項目は、22の取組項目から選ぶのか。それとも、その次の具体的なところを提示するのか?

(事務局)

骨子は22だが、素案は提示させていただき、取組項目を具体的に表記するので、その中から選んでいただきたい。期間的にタイトなので、おおよそのイメージを掴んだら区社協事務所と協力して選んでいただきたい。

(委員)

我々には活動財源がないとなると、財源のかからない項目しか選べないのではないか。その辺はどうするのか。

我々には財源もないし拠点もない。マンションの管理組合の事務所をただ で間借りして活動している状態。

地域の中で居場所がないから、ボランティア・カフェをやりたいと思っても財源がない。福祉輸送をやるとしたら車を出してくれるのか。結局財源の保証がない限り、協議は難しい。財源の必要な項目は選べないということか。

(委員)

市にも国にも財源がないのはわかっている。ところで「福祉」とは何ですか?命を大事にすることでしょう?認知症の人をどうするか、孤独死をどうするか、自殺者を増やさないようにするにはどうするか、この3つの問題は

美辞麗句のもとに隠されている。これをどう思うか?

(事務局)

孤独死については「安心、見守り体制の構築」で触れていきたいと考えていますが。

(委 員)

認知症は?認知症の人が1万人も行方不明になり、家族から離れて施設で暮らしているという現実がある。また、自殺者を増やさないようにすることも大事な問題である。

(事務局)

認知症については、Ⅲの「福祉を支える人づくり」の「福祉意識を育む」 「支え合い意識の醸成」の中で考えていきたいと思います。

(委 員)

自分は3年間オレンジリングを腕に着けているが、認知症の人にも健常の人にも声をかけられたことがない。それだけ「認知症対策」が進んでいないということだ。その辺をご理解いただきたい。

(委 員)

取組みなど色々やってくださいとあるが、私達に使えるお金がいくらあるか知っているのか。地区部会は今やっている仕事で手一杯で、新しい計画を立てろと言われてもできない。社協地区部会の活動資金がどこからどうやって出ているのかもわかっているのか。

他の委員がおっしゃったように拠点も資金もないのに、どうやって計画し 実行しろというのか。行政はその点をどう考えているのか。

(事務局)

社協の財源については資料を見せていただいてよくわかっております。財源の少ない中で、皆様が活発に活動していることも認識しております。

我々も財源がないのですが、例えば美浜区の「地域活性化事業」を活用していただくことで、場合によっては補助や助成金が出るので、ご活用いただきたいと思います。

(委 員)

第1期・第2期とやってきて立派な本も作られているが、実際これまでに市民からどのような反響があったのか? また、この評価は誰の評価なのか?

(事務局)

詳しくは次の機会にお示ししたいと思います。

(事務局)【地域福祉課】

第1期・第2期と進めてきて、市民への周知は積極的に行っていただいているのだが、「地域福祉計画」という名称からは、市民は「福祉というのは特定の人だけに給付という形で出されるもの、(昔は'施し')を連想してしまうようで、興味を示してもらえないというのが率直な考えです。社会福祉法に規定されていることから「地域福祉計画」という名称ははずせないが、内容には本来の「福祉」とは言えない、例えば「防災・防犯」等も含まれてい

るため、実際には「まちづくり」という福祉のソフトな部分の計画となっております。「まちづくり」のハードな部分というのは、建物を建てたり、道路を直したりということなのですが、ソフトな部分としての意味合いでは市民への周知は進んでいません。このため、市民主体のソフトな部分の計画であると周知・理解してもらいやすい名称にしたいと思います。

また、財源についてですが、この「第3期地域福祉計画」は2部構成になっていて、1つは皆様にお願いしている「自助」「共助」の部分の計画の策定であり、もう1つは皆様の策定のお手伝いをする「公助」の部分策定の計画です。その中で皆様の取組みの支援をしていくために、「市と社協はこういった支援をしている」と記載することも考えております。

第3期計画のための新たな財源はありませんが、ものによっては区の自主 事業である「地域活性化事業」ですとか、見守りをするという場合には高齢 福祉課で初期費用を用意し、社協で運営費を助成するということもあるので、 そういった市と社協の「公助」の部分の計画も盛り込んでいきます。

(事務局)【区 長】

いろいろなご意見をいただきありがとうございます。

この計画は、地域福祉課長が話した通り「自助」「共助」「公助」を1つのセットにした計画であり、皆様に議論していただいているのは「自助」「共助」の部分でして、「自助」のない社会は成り立たない、「自助」のない「共助」は存在しないと考えます。

「自助」というのは、自分の家族・友達・親戚なども含めて、また、生活の上でも年金を使い、できるだけ自己の経済力で、高齢になっても尊厳を保ち、自分のことは自分でやるという意識で生活していくということであり、それだけに取組んでしまうと地域から孤立してしまったり、コミュニティから外れてしまったりするような問題が生じてきます。

その中で「共助」の部分が必要になってくるわけです。共助の仕組みをつくり継続していくには、「拠点」「資金」「人材」という問題が絶えずつきまとうので、そこにどのように支援していくか、どこまで行政がタッチできるのかなど「公助」の部分での議論が必要となります。「公助」の部分と「自助」「共助」の部分とは「どっちが先か」というと、ニワトリと卵みたいなもので、先に「こんなことをやりたい」「では、お金は?」となり、逆に先に「公助」が決まっていて「こういうものには全部補助しますよ」といった場合には、そこにしか「共助」が集まらなくなり、非常に難しい問題です。

区の推進協で積み上げたものは、市の「社会福祉審議会・地域福祉専門分科会」で議論されますので、そこで各区から様々な「共助」の話が出てきます。それに対して、財源とか拠点とかをどうするのだろうという議論が当然出てくるわけです。そういう中で「公助」として市がどこまでやれるかという点もありますが、やっていかないと計画も成り立たないということは、担当も我々も重々承知しております。「まちづくり」「地域福祉づくり」とは、地域住民が「こういったサービスが受けられる」という基盤の上で生活課題

を克服し、地域として成り立っていくことです。

今後は、我々が提示するいくつかの取組項目が出ますので、各地区で社協地区部会・地区連協など各団体の方々が連携を取りながら、重点的に取組む項目について検討していただきたいと思います。本日の資料では、22項目と漠然としておりますので、事例的なものを載せながら、各地区に提示したいと思います。この中に取組みたいものがどうしてもないという場合には、各地区から上がった項目を逆にこの中に入れていきます。この22項目はコンクリートされたわけではなく、前提としてつくられております。この中に皆様が活動できる項目や「人的資源や財源があったらできる」という項目を入れ込んでいただき、次のステージで更に議論をしていただきたいと思いますので、是非ともよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。その他にご意見はございますか。

本日の議題は以上ですが、他に無いようでしたら、これからの進行は、事 務局にお返しいたします。

【4】その他

(事務局)

次回、第2回の推進協議会は、8月6日(水)を予定。

本日の会議録は、事務局が作成し、委員長、副委員長に確認いただいた後議事要旨をインターネットにおいて、公開。

以上